

令和 2 年 3 月 27 日

第 13292 号(金曜日)

每週2回 火曜 金曜発行

目 次

1

示

○退職した石川県監査委員の住所及び氏名(財 政 課)

○石川県監査委員の選任

○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し

○保安林の指定予定の通知 (森林管理課)

○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課)

○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関 する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の指

(建築住宅課)

同

(税 務 課)

公 告

○土地改良区の定款変更認可公告

(農業基盤課)

○都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る公告

(都市計画課)

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

(建築住宅課)

選挙管理委員会

○石川県国民審査事務執行規程の一部改正

○政治団体の収支報告書(平成30年分)の訂正願の要旨

の公表

告 示

石川県告示第98号

令和2年3月23日付けで退職した石川県監査委員の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和2年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

鳳珠郡能登町字笹川ノ部25番地

山口 彦衛

羽咋市的場町的場113番地2

本吉 淨与

石川県告示第99号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により、令和2年3月24日石川県監査委員を次のとおり 選任した。

令和2年3月27日

石川県知事 本 正 憲

石川県議会議員のうちから選任した者

河北郡津幡町字庄へ36番地2

燒田 宏明

金沢市桂町リ33番地3

増江 啓

石川県告示第100号

石川県税条例(昭和29年石川県条例第23号)第130条第2項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者 の指定を取り消した。

令和2年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏名又は名称	代表者名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
株式会社 イソライトライフ	長尾 晃	七尾市光陽台45番地	令和2年2月29日

石川県告示第101号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定で ある旨の通知があった。

令和2年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 保安林予定森林の所在場所

白山市佐良サ1の2、1の6、1の7、ア13の4から13の6まで、13の7(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める 標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役 所に備え置いて縦覧に供する。)

1 保安林予定森林の所在場所

白山市中宮中5の3の15・7の甲2の18(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める 標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役 所に備え置いて縦覧に供する。)

1 保安林予定森林の所在場所

白山市曽谷町ツ51の7・51の8・51の9・52の1・52の2 (以上5筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める 標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役 所に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 白山市女原子6の乙
- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める 標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供 する。)

石川県告示第102号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認 可した。

令和2年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

施行者の	都市計画事業の		事	긫 큿	<i>t</i> -	lile.	車業拡行期間
名 称	種類及び名称		尹	矛	ŧ	地	事業施行期間
小松市	小松都市計画小松	(1)	収用の部分				昭和59年7月17日から
	市公共下水道(梯		該当なし				令和7年3月31日まで
	川処理区)	(2)	使用の部分				
			変更なし				
加賀市	加賀都市計画下水	(1)	収用の部分				平成元年2月10日から
	道事業加賀沿岸流		該当なし				令和7年3月31日まで
	域下水道(大聖寺	(2)	使用の部分				
	川処理区) 関連加		変更なし				
	賀公共下水道						
能美市	能美都市計画下水	(1)	収用の部分				昭和60年2月15日から
	道事業能美市公共		該当なし				令和7年3月31日まで
	下水道(梯川処理	(2)	使用の部分				
	区)		変更なし				
志賀町	志賀都市計画下水	(1)	収用の部分				平成8年1月23日から
	道事業志賀町公共		該当なし				令和8年3月31日まで
	下水道 (中央処理	(2)	使用の部分				
	区)		変更なし				
	富来都市計画下水	(1)	収用の部分				平成8年1月23日から
	道事業志賀町公共		該当なし				令和8年3月31日まで
	下水道(富来処理	(2)	使用の部分				
	区)		変更なし				

石川県告示第103号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第40条の規定により、住

宅確保要配慮者居住支援法人を次のとおり指定した。

令和2年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

名称	住所	支援業務を行う 事務所の所在地	指定年月日	
志乃丘商事株式会社	小松市桜木町133番地1	小松市桜木町133番地1	令和2年3月17日	

公 告

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。 令和2年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

	土	地	改	良区	· の	名	称		認 可 年 月 日
長	坂	用	水	土	地	改	良	区	令 和 2 年 3 月 17 日

都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定により、次の都市計画事業の事業計画の変更が認可され た。

令和2年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画事業の	施行者	事務所の所在地		事	業	地	
種類及び名称	の名称	, w		· ·			
平成26年北陸地方整備局	石川県	金沢市直江南2丁目1番地	(1)	収用の部分			
告示第47号		県央土木総合事務所		変更無し			
金沢都市計画道路事業			(2)	使用の部分			
3 · 5 · 5 号				なし			
小立野線							
加賀都市計画下水道事業	石川県	金沢市鞍月1丁目1番地	(1)	収用の部分			
加賀沿岸流域下水道		石川県庁		変更なし			
(大聖寺川処理区)		(石川県土木部都市計画課)	(2)	使用の部分			
				変更なし			

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。 令和2年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
河北郡津幡町字横浜い137番1から	道路	金沢市保古1丁目28番地
137番21まで、154番4の一部、農道及	河北郡津幡町字横浜い137番1、	株式会社ハクトー
び水路の無籍地の一部	154番4の一部、農道及び水路の無	
河北郡津幡町字横浜ろ62番3の一	籍地の一部	
部、農道及び水路の無籍地の一部	河北郡津幡町字横浜ろ62番3の一	
	部、農道及び水路の無籍地の一部	
	道路(通路)	
	河北郡津幡町字横浜い137番20	
	公園	
	河北郡津幡町字横浜い137番19	

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第18号

石川県国民審査事務執行規程(昭和30年石川県選挙管理委員会告示第4号)の一部を次のように改正する。 令和2年3月27日

石川県選挙管理委員会

別記第7号の2様式及び別記第7号の3様式中「片怪 母 皿 四」を「 母 皿 四」に改め る。

附則

この告示は、公表の日から施行する。

石川県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書(平成30年分)について、 訂正願の提出があったので、その要旨を次のとおり公表する。

令和2年3月27日

石川県選挙管理委員会

1 政治団体の名称 浅村きよし後援会

2 訂正した収支報告書 平成31年1月7日報告分

3 訂正事項

訂 正 事 項	訂 正 前	訂 正 後
1 収入総額	2,869,949円	2,369,949円
本年収入額	500,016円	16円
3 翌年への繰越額	2,835,171円	2,335,171円
4 本年収入の内訳 中		
寄附	500,000円	(削 除)
政治団体分	500,000円	(削 除)
6 寄附の内訳	6 寄附の内訳	(削 除)
〔政治団体分〕	〔政治団体分〕	(削 除)
石川県民主教育政治連盟	500,000 金沢市	(削 除)

4 訂正願受理年月日 令和2年3月13日

(1箇月2,350円送料とも)